

第4次丹波市 男女共同参画計画

丹(まごころ)の里 ハーモニープラン

概要版

令和5年3月

丹(まごころ)の里



丹波市

1 計画策定の趣旨

丹波市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成19年12月に「丹波市男女共同参画計画[丹(まごころ)の里 ハーモニープラン]」を策定し、その後、見直しを行いながら、平成25年3月に「第2次丹波市男女共同参画計画」、平成30年3月に「第3次丹波市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を進めてきました。しかし、世代間での考え方の違いや固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度、慣行が根強く残るなど、解決しなければならない課題が、なお多くあります。

こうした現状と課題を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、「第4次丹波市男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく計画で、国の「第5次男女共同参画基本計画」、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025(第4次兵庫県男女共同参画計画)」の内容を踏まえつつ、本市の特性を反映したものです。また、上位計画である「第2次丹波市総合計画」や他分野の関連計画と整合・連携を図り策定したものです。

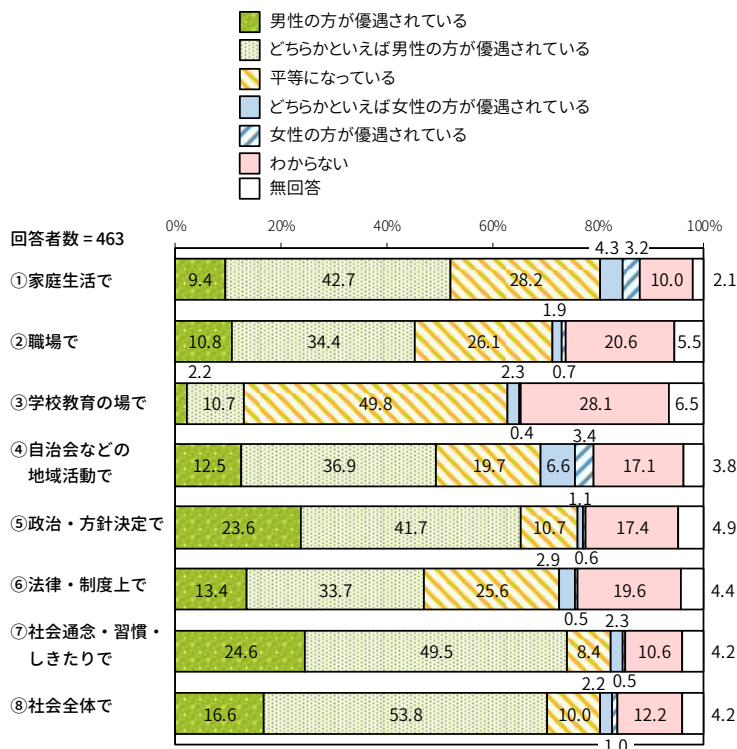
計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とし、着実な推進を図るため、令和5年度から令和9年度までの5年間の前期計画実施期間とします。

丹波市男女共同参画に関する市民意識調査（令和3年度実施）

分野別の男女の平等感について

男女の地位の平等感について、『③学校教育の場では、「平等になっている」が5割近くを占めていますが、その他の分野では、“男性の方が優遇されている”と感じる割合が高くなっています。特に、『⑦社会通念・習慣・しきたりで』『⑧社会全体で』男性の方が優遇されていると感じる人が7割を超えており、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

調査の詳細はこちら



3 めざすまちの姿

住み慣れた丹波市で、市民一人ひとりがそれぞれの個性と持てる力を発揮し暮らし続けている、さらには、男女共同参画社会が築かれた丹波市に「住みたい」という人が増えている「ジェンダー平等」のまちをめざします。

めざす 10 年後の丹波市の姿

一人ひとりが個性と持てる力を発揮できるジェンダー平等のまち
～大好きな丹波で暮らし続けられるために～

4 基本理念

平成31年3月に制定した丹波市男女共同参画推進条例では、男女共同参画を推進する上で7つの基本となる考え方を基本理念として定めています。

条例の基本理念を本計画の基本理念とし、多様な主体と協働した男女共同参画社会の実現をめざします。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会を確保していきましょう。

② 社会制度・慣行が及ぼす影響への配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

③ 方針の立案及び決定への共同参画

男女が社会のあらゆる分野において、方針の立案、決定に共同して参画できるようにしましょう。

④ 家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活での活動と地域や職場などでの活動とを両立できるようにしていきましょう。

⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活ができるように配慮していきましょう。

⑥ 市民等の協働

市民等が男女共同参画を推進するための活動に自発的・自主的に参画するとともに、協働して取り組みましょう。

⑦ 国際的協調

男女共同参画は、国際的な取組と連携・協力して推進しましょう。

丹波市男女共同参画を推進するための基本理念
《条例第3条》

5 SDGsを踏まえた計画

持続可能な開発目標(SDGs)では「誰一人取り残さない(no one will be left behind)」という共通理念を掲げています。SDGsの5つ目のゴールとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、政治や経済、社会のなかでの男女共同参画の実現や、すべての女性の能力を伸ばし、可能性を広げることが謳われています。



6 施策の展開

基本目標 1



男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが性別にかかわらず多様な生き方を選択し、お互いを尊重し認め合う意識の醸成をめざします。

また、男女共同参画の価値観や意識の形成は、幼少期からの生育環境などからも影響を受けるため、子どもだけでなく、子どもに関わるすべての大人に対し、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場における学習機会の充実を図ります。

基本方針1 男女共同参画に対する意識の定着

① 男女共同参画センターを中心とした広報・啓発の実施

【主な施策・取組】

- ・あらゆる機会を通じた意識啓発（広報・啓発）
- ・各種教育機関への情報提供
- ・男女共同参画に関する図書・資料の収集と情報提供

② 市民主体の啓発活動の推進

【主な施策・取組】

- ・地域や事業所における学習の機会の提供
- ・自治会等における男女共同参画推進のための支援

基本方針2 男女共同参画に関する教育や学習の推進

① 学校における男女平等教育の推進

【主な施策・取組】

- ・道徳教育、人権教育の充実
- ・自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するキャリア教育の推進
- ・学校におけるデートDV防止授業の実施

② 男女共同参画に関する多様な生涯学習の機会の提供

【主な施策・取組】

- ・男女共同参画センターを中心とした各種研修会や講座の開催
- ・家庭教育や地域の学びの場における男女共同参画学習の推進

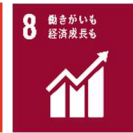
市民・地域の取組

- 様々な生活の場において、男女共同参画の視点を持って行動しましょう。
- 研修会や講座などに積極的に参加し、男女共同参画に対する認識を深めましょう。
- 学校で学んだ男女共同参画や人権に関することを家庭で話し合いましょう。
- 市の出前講座等を活用し、地域の中で男女共同参画について学習する機会を持ち、みんなで話し合いましょう。

数値目標

	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和9年度)
◎社会全体において男女が平等になっていると考える市民の割合	10.0%	➡	30.0%
◎男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	13.0%	➡	30.0%
◎中学校で行われるデートDV防止授業を受けた生徒の割合 (授業を受けた生徒数／中学3年生の生徒数)	85.0%	➡	100%
◎男女共同参画センター主催の講座等において理解が深まったと答えた市民の割合	78.0%	➡	90.0%

基本目標 2



あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進

女性が、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画できる、地域づくりや職場づくりを推進します。また、長時間労働の是正や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組むとともに、男性の家事や育児、介護等への参画を促すほか、ワーク・ライフ・バランスのさらなる実現をめざします。

基本方針1 誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり

① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進

【主な施策・取組】

- ・雇用の場における男女平等の推進
- ・女性の職業生活における活躍支援

② ワーク・ライフ・バランスの推進

【主な施策・取組】

- ・ワーク・ライフ・バランス推進に向けた広報・啓発
- ・休暇制度の取得促進

基本方針2 女性の社会活動への参画拡大

① 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【主な施策・取組】

- ・行政分野における政策・方針決定への女性の参画促進
- ・事業所における女性の参画促進
- ・地域、防災分野等への女性の参画促進

② 女性の能力発揮に対する支援

【主な施策・取組】

- ・就職を希望する女性への情報提供と就業支援
- ・継続就業を可能とする支援の充実

基本方針3 家庭・地域における男女共同参画の促進

① 男女が共に参画する地域づくりの支援

【主な施策・取組】

- ・多様な主体による市民参画促進
- ・市民活動支援センターの利用促進

② 男性の家事・育児・介護への参画促進

【主な施策・取組】

- ・男性の家事・育児・介護への参画に向けた学習の機会と広報・啓発

③ 多様な働き方に対する支援

【主な施策・取組】

- ・多様な働き方に関する情報提供と学習の機会の提供
- ・多様な働き方を支える介護環境の整備

市民・地域の取組

- 家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重し、家事や育児、介護など家族みんなで協力しましょう。
- ワーク・ライフ・バランスを考えた暮らし方を実践しましょう。
- 地域コミュニティ(自治会や自治協議会)において、女性を始め、多様な主体が参画できる環境の整備に努めましょう。

数値目標(一部抜粋)

	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和9年度)
◎職場において男女が平等になっていると考える市民の割合	26.1%	➡	44.0%
◎ワーク・ライフ・バランスがうまく取れていると考える市民の割合	55.0%	➡	70.0%
◎審議会等における女性委員の割合	28.5%	➡	35.0%

基本目標3



誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

男女の身体的な違いを理解し、誰もが、元気でこころ豊かな暮らしができるよう、ライフステージに応じた身体づくりや介護予防についての正しい知識を普及します。また、DV等被害者が相談しやすい体制づくりの構築や関係機関との連携強化による適切な支援など、被害者の早期発見・早期対応と自立支援をめざします。

基本方針1 あらゆる暴力の防止と根絶

① あらゆる暴力への対策の推進

【主な施策・取組】

- ・丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画による取組の推進
- ・暴力の防止に向けた意識啓発

② ハラスメント対策の推進

【主な施策・取組】

- ・各種ハラスメント防止に向けた意識啓発

基本方針2 生涯にわたる健康づくり

① 男女の心身の健康保持・増進への支援

【主な施策・取組】

- ・健康増進事業の実施
- ・一般介護予防事業の推進

② 妊娠・出産・子育てに関する支援

【主な施策・取組】

- ・妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

基本方針3 安全安心な暮らしのための環境づくり

① 誰一人取り残さないための支援

【主な施策・取組】

- ・高齢者や障がい者、外国人が安心して暮らせる環境づくり
- ・ひとり親家庭の生活の安定・自立に向けた支援

② 性的マイノリティに関する理解の促進

【主な施策・取組】

- ・性的マイノリティに寄り添った支援体制づくり
- ・学校における性的マイノリティの理解促進

③ 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

【主な施策・取組】

- ・地域防災活動における男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営

市民・地域の取組

- DVやハラスメントの被害については、ひとりで悩まずに相談しましょう。
- 身近な人が被害にあったときは、相談窓口にご相談するよう勧めましょう。
- 地域での見守りにより、暴力を許さないまちづくりを進めましょう。
- 地域防災活動では、女性や子育て家庭の意見を反映させましょう。

数値目標（一部抜粋）

	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和9年度)
◎DVを言葉も内容も知っている市民の割合	59.0%	➡	90.0%
◎LGBT(性的マイノリティの総称の一つ)を言葉も内容も知っている市民の割合	41.6%	➡	70.0%
◎妊娠・出産に満足している市民の割合	86.9%	➡	92.5%(R6年度)

7 推進体制と進行管理

(1) 庁内の推進体制

市長を本部長、部長等を構成員とする「丹波市男女共同参画推進本部」において、施策の推進や進捗管理、情報交換を行い、関係各課のより一層の連携を促します。

(2) 男女共同参画審議会

条例第25条に基づき、識見を有する者や関係団体員、市民等から構成される「丹波市男女共同参画審議会」を設置し、その調査審議を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

(3) 施策に対する苦情への対応

条例第21条第1項に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させるなど問題解決に向けて取り組みます。

(4) 進行管理と進捗状況の公表

条例第24条に基づき、毎年度、施策の実施状況を公表し、達成度や進捗状況を把握・評価することで、課題を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげます。



丹波市男女共同参画センター



商業施設「丹波ゆめタウン」2階にあり、年齢性別を問わず市民誰もが気軽に集い、学びを深めることができます。

男女共同参画に関する相談事業や講座、情報収集・提供を充実させ、女性活躍や個性や能力を発揮した自分らしい生き方を支援します。

- ♪ 男女共同参画に関するセミナーや講座を開催
- ♪ 男女共同参画社会づくりのキーパーソンの育成
- ♪ 団体・グループのネットワークづくりを応援
- ♪ 男女共同参画推進補助金による地域の取組を応援
- ♪ 女性の悩みに寄り添い、サポートする女性のための悩み相談
- ♪ 起業や再就職、地域活動など女性のチャレンジ応援
- ♪ 絵本や小説、実用書など男女共同参画に関する図書の貸出



〒669-3467

丹波市氷上町本郷 300 番地

丹波ゆめタウン2階 丹波市市民プラザ内

電話:0795-82-8684

開館日:火～日曜日 10時～18時

休館日:月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)



男女共同参画社会って？

職場や家庭、地域などあらゆる場で、性別に関係なく、各々が持つ個性と能力を十分に発揮できる社会のことをいいます。

「男女共同参画社会」ってどうなっていること？

家庭では…

家事・子育て・介護など、家族みんなで役割分担して、協力し合っています。

地域では…

地域活動に無理なく楽しく参加でき、まちづくりに多様な意見が反映され、暮らしやすい地域になっています。

働く場では…

男女がそれぞれの能力と個性を発揮しながら、いきいきと働き、また自分の生活も楽しんでいます。

学校では…

進学や就職などで、性別に関わらず個人の意思や能力を尊重した選択ができています。

ジェンダー（gender）って何？

生まれ持った性別(sex)に対して、社会的・文化的につくられる性別（gender）のことをいいます。

～あなたの身の回りのジェンダー問題って？～

例えば…

- ・ 男性は外で働き、女性は家庭で家事・育児をするべき
- ・ 男の子は水色、女の子はピンク色を使うべき
- ・ 職場において、重要な仕事は男性が、雑用は女性がするべき



相談窓口のご案内 ～ひとりで悩まないで。相談できる場所があります。～

内容	相談窓口	電話	相談日時
女性のための 悩み相談	男女共同参画センター	82-8684	【要予約・託児有】 詳細はお問合せください。
DV相談	配偶者暴力相談支援センター	86-8730	平日 8:30～17:15
隣保館 総合生活相談	氷上文化センター 七日市会館	82-1064 74-2310	平日 9:00～17:00
福祉まるごと 相談	社会福祉課	0800-200-3393	平日 8:30～17:15

第4次丹波市男女共同参画計画【概要版】 令和5年3月

発行：丹波市まちづくり部人権啓発センター

〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1番地

電話：0795-82-0242 F A X：0795-82-4370 URL：<https://www.city.tamba.lg.jp>